

## 春日井市新型インフルエンザ対策給水部会設置要綱

### (設置)

第1条 この要綱は、その流行が予測される新型インフルエンザへの対策について、水道水の給水に関する具体的な施策を検討するため、新型インフルエンザ対策給水部会（以下、「給水部会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 給水部会は、市民への水道水の給水を確保するため、水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下単に「市長」という。）が定めた行動計画の発生段階に準じて、次に掲げる事項について、具体的に検討し、対策を講じるとともに、その結果を対策本部に報告する。

- (1) 新型インフルエンザの発生状況に応じた給水部の体制と対策に関すること。
- (2) 市民への情報提供に関すること。
- (3) 給水業務に関すること。
- (4) 必要な物資の備蓄に関すること。
- (5) 関係機関との情報連絡に関すること。
- (6) その他検討を要すること。

### (組織等)

第3条 部会長は、上下水道部長をもって充てる。

- 2 部会委員は、上下水道部長、上下水道経営課長、上下水道経営課主幹、上下水道業務課長、水道工務課長、配水管理事務所長をもって充てる。
- 3 部会長が欠けたときは、上下水道経営課長が部会長を代理する。
- 4 給水部会の会議は、部会長が招集し、部会会議を開催する。
- 5 部会長は、必要があると認めたときは、検討する事項に関する所管部局及び関係者の出席を求めることができる。
- 6 部会委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

### (事務局)

第4条 給水部会の事務を処理するため、上下水道部上下水道経営課に事務局を置く。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、給水部会の運営に関し必要な事項は、部会において決定する。

この要綱は、平成 21 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。